

【会員規約】**第1条 目的**

本会員規約は、株式会社福岡銀行、株式会社熊本銀行および株式会社十八親和銀行（以下：「各行」という）が提供する会員制サービス「グランド マイバンク」（以下：「本サービス」という）の利用にあたり、会員に遵守していただく事項を定めるものです。

第2条 会員

本サービスの対象となる会員（以下：「会員」という）は以下の各行所定の基準を充足し、かつ各行所定の申込手続きを終了した個人のお客さまのうち、各行が会員として適当と判断した方とします。

[各行所定の基準]

原則として以下の①②③の条件をすべて満たす方

①55歳以上の個人の方

②各行が提供する「マイレージサービス『マイバンクプラス』」のお申込みのある方

③お預り資産 1,000 万円以上お取引のある方

※お預り資産 = 定期預金 + 外貨定期預金 + 公共債 + 投資信託 + 生命保険（年金・終身・学資・養老） + 信託商品（暦年贈与信託・ずっと安心信託） + FFG 証券でのお取引（普通預金、貯蓄預金、当座預金などの流動性預金は含みませんのでご注意ください）

第3条 会員資格

1. 会員資格は、各行所定の入会手続きが完了し、会員証が会員へ届いた日から有効となります。
2. 会員資格は、前項の発効日から 2024 年 6 月 30 日まで有効となります。この有効期間が満了した場合には、各行所定の方法により、2024 年 3 月 31 日を基準に見直しを行い、お預り資産 500 万円以上を充足したお客さまのうち、各行が引き続き会員として適当と判断した方については、同年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで有効となります。その後も 3 年ごとに同様の方法により見直しを行います。
3. 会員資格は、会員本人のみに付与されるものとします。
4. 会員資格の有効期間中であっても、会員が次の各号に該当すると各行が判断した場合には、各行は会員に事前に通知することなく、会員資格を取り消すことがあります。
 - (1) 住所・連絡先変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により、各行に会員の所在が不明となったとき
 - (2) 会員が死亡したとき
 - (3) 支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - (4) 会員が本規約ならびにその他各行が定める規定に違反したとき
 - (5) 会員からの申込内容に虚偽がある場合
 - (6) その他各行が会員として適切でないとして判断した場合

第4条 会員証

1. 会員には、各行所定の会員証（以下：「会員証」という）を発行し、貸与します。
2. 会員証は、会員本人のみに発行されます。
3. 本規約に定める会員資格の有効期間の満了、退会その他の理由により、会員でなくなった場合、会員証は当然に無効になり、この場合、会員はすみやかに会員証を各行に返却するものとします。

第5条 会員証の紛失

1. 会員は会員証を紛失した場合、ただちに各行へ通知し、各行所定の

手続を行うものとします。

2. 会員証を紛失したことにより、会員が不利益、損害等を被ったとしても、各行は一切責任を負いません。

第6条 届出事項の変更等

1. 会員は、住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合には、ただちに各行所定の方法により、各行に届け出るものとします。
2. 会員が、各行に届け出た住所等が、会員の責に帰すべき事由により会員以外の方の住所等になっていたことで、会員が不利益、損害等を被ったとしても、各行は一切責任を負いません。
3. その他届出事項に誤りがあったこと、または届出事項の変更について届出を怠ったことで、会員が不利益、損害等を被ったとしても、各行は一切責任を負いません。
4. 届出の住所・氏名宛に郵送した通知または送付書類が未着として各行に返戻された場合、各行は会員宛通知または、書類送付を中止し、本サービスの全部または一部の利用を制限することができるものとします。また、返戻された郵便物に関し、各行は保管責任を負いません。

第7条 退会

会員は、いつでも退会できるものとし、退会する場合は、各行所定の書式により届け出るものとします。

第8条 本サービスの内容

1. 会員は、情報提供をはじめ各行所定の内容による本サービスを会員資格の有効期間中利用できるものとします。
2. 本サービスには、各行と提携する会社（以下：「サービス提供会社」という）が提供するサービス（以下：「特典」という）が含まれる場合があります。
3. 特典は、サービス提供会社が一切の責任を持って提供するものであり、会員とサービス提供会社との間でトラブル等が生じたとしても、各行は一切の責任を負いません。
4. 会員は、特典の利用にあたっては、会員特典利用規約その他サービス提供会社の規約等に従うものとします。

第9条 入会金・年会費等

本サービスの入会金・年会費は無料とします。ただし、各行またはサービス提供会社が本サービスとは別に有料で提供するサービスを会員が利用する場合には、別途費用がかかる場合があります。

第10条 会員情報の取扱い

1. 会員は、各行がサービス提供会社である株式会社ベネフィット・ワン、株式会社 JTB および株式会社 JTB ビジネストランスフォームとの間で、特典の提供その他の本サービスの運営を目的として、次の情報を相互に提供・交換することを承認するものとします。
 - (1) 会員の住所、氏名、生年月日、電話番号、会員番号
 - (2) その他本サービスを運営するために必要な情報
2. 会員は、各行が本サービスの運営の一部を委託する業務委託先に対して次の情報を提供することを承認するものとします。
 - (1) 会員の住所、氏名、生年月日、電話番号、会員番号
 - (2) その他本サービスを運営するために必要な情報
3. 各行は、法令や、官公庁の要請により会員情報の提出を求められた場合には、会員の承諾を得ることなく応じることができるものとします。

第11条 業務委託

各行は、本サービスの運営の一部を、会員に通知することなく、外部の専門会社（メール送信、サーバー管理、市場調査等を行う会社）に委託できるものとします。ただし、各行は、業務委託先に対して会員の

情報を開示する場合、当該業務委託先に厳正な安全対策および守秘義務を課すものとし、会員の情報が本サービスの運営以外の目的に使用されないようにします。

第 12 条 規約等の改廃・変更

1. 各行は、本サービスの内容、利用の条件、規約等を会員への個別通知を行うことなく、追加、変更、改廃等を行うことができるものとします。
2. 前項の場合、各行は変更等の内容について、ホームページへの掲載等所定の方法により告知します。

第 13 条 譲渡・質入れ等の禁止

会員は、会員資格、本サービスを利用する権利、および会員証を第三者に譲渡し、質入れし、または貸与等することはできません。

第 14 条 営利目的での本サービスの利用の禁止

会員は、会員資格、本サービスを営業活動またはその他営利目的のために利用することはできません。

第 15 条 著作権等・会員による情報の取扱い

1. 各行が提供する情報の著作権等の知的財産権は、各行に帰属し、各行の書面による事前の同意を得ないかぎり会員は修正、改変等できません。
2. 会員は、本サービスの一環として各行から提供された会報誌その他のいかなる情報媒体も各行の書面による事前の承諾なしに、第三者に提供し、頒布し、または使用させることはできません。

第 16 条 会員の禁止行為

1. 会員は本サービスの利用にあたり、以下の行為はしてはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
 - (3) 他の会員または第三者に不利益を与える行為
 - (4) 他の会員または第三者の人権を侵害する行為
 - (5) 法令に違反する行為または違反のおそれがある行為
 - (6) 本サービスの運用を妨害する行為
 - (7) 本サービスの信用を毀損する行為
 - (8) その他各行が不適切と判断する行為
2. 会員が前項の禁止行為を行い、各行または第三者に損害を与えた場合には、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 会員が公開、頒布、流布した情報等により、第三者との間で紛争が生じた場合には、会員は自己の負担と責任でその一切を解決することとし、各行にいかなる迷惑もかけないものとします。

第 17 条 販売促進用資料の送付

会員は、各行から会員に対して、本サービスの案内として、カタログ、パンフレット、その他宣伝用資料を、送付、送信等の伝達手段により提供されることに同意するものとします。ただし、これらの送付等について、希望しない会員から中止するよう申し出があった場合、各行はただちに当該目的での個人情報の取扱いを中止します。

第 18 条 免責事項

1. やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因として本サービスの取扱いが遅延または不能になった場合、それにより生じた損害については、各行は責任を負いません。
2. 災害、事変や法令および官公庁の要請等を受け入れたことによって生じた損害については、各行は責任を負いません。
3. 本サービスの利用時に公衆電話回線等の通信経路において、盗聴がなされたことにより、本サービスの利用者の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、各行は一切責任を負いません。
4. 会員が、本サービスの利用により、損害を被ったとしても、それが各行

の故意・重過失により発生したものでない限り、各行は当該損害を賠償する責任を負いません。

5. 会員が会員資格を喪失した場合には、以降の本サービスの利用ができなくなります。また、その時まで既に受け付けられていた本サービスのお申し込みも無効となります。

第 19 条 準拠法・合意管轄

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関する訴訟については、福岡地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

以上

2022年4月1日現在

第1条 目的

本利用規約は、株式会社ベネフィット・ワン、株式会社 JTB、株式会社 JTB ビジネストラנסフォームの3社（以下「会員特典提供会社」という）が株式会社福岡銀行、株式会社熊本銀行、株式会社十八親和銀行（以下「各行」という）との間の提携に基づき、「グランド マイバンク」会員へのサービス（以下「特典」という）を提供するにあたって、特典利用者に遵守していただく事項を定めるものです。

第2条 特典利用者の範囲

「グランド マイバンク」に入会した会員及びその二親等以内の親族とします。

第3条 特典の内容

各特典の内容については各特典に関するホームページ等その他会員特典提供会社の定めるところによるものとします。

第4条 会員証

1. 各行の作成する会員証には、会員特典提供会社のサービス提供を保証する「えらべる倶楽部ライフマーク」を印字します。特典利用者は、特典を利用するにあたり、会員証の提示を求められることがあります。
2. 会員特典提供会社は携帯電話にも「えらべる倶楽部ライフマーク」等を表示する会員証機能を提供します。携帯電話会員証の利用は2台まで可能であり、会員およびその二親等以内の親族が使用できるものとし、それ以外の第三者は使用できないものとします。

第5条 特典の利用

1. 特典利用者は、特典を利用するにあたり、本規約を遵守するものとします。
2. 会員特典提供会社各社が特典を提供するにあたり、各提携先と商品・サービスの提供に関する契約を別途締結する場合は、特典利用者は当該提携先の所定の規約・条件・契約等に従うものとします。
3. 前項における提携先と特典利用者の間のトラブル、紛争については、会員特典提供会社各社は一切の責任を負いません。
4. 各特典を利用した商品・サービスの購入、旅行、宿泊等にあたっては、会員特典提供会社各社（特典について会員特典提供会社各社の提携先がある場合には提携先を含む）の規約・条件・契約等に従って、別途費用がかかる場合があります。

第6条 届出事項

1. 会員特典提供会社各社は、特典の提供に際し、会員が「グランド マイバンク」入会時に届け出た氏名、住所、電話番号等の届出事項（又は「グランド マイバンク」サービス会員規約に基づいて変更届出がなされた事項）に依拠することができ、会員特典提供会社が各行から受領した届出内容に従う限り、それらが事実と異なることに起因して生じた損害について、責任を負わないものとします。
2. 特典利用者が各行に対して届け出た住所・氏名宛に会員特典提供会社各社から郵送した送付物に未着等が生じても会員特典提供会社各社は何らの責任も負いません。

第7条 会員情報の取扱い

1. 会員特典提供会社各社並びに特典についての会員特典提供会社各社の提携先が特典利用者として別途旅行契約等の契約を締結した場合の個人情報の取扱いは、旅行契約等の契約書・条件書等の定めによります。
2. 会員特典提供会社各社は特典の提供を通じて知りえた会員の情報を、特典を提供する目的以外に使用しないものとします。

第8条 譲渡・質入れ等の禁止

特典利用者は、特典を利用する権利の譲渡、質入れ、または第三者への貸与はできません。

第9条 営利目的での特典利用の禁止

特典利用者は、特典を営業活動又はその他営利目的のために、利用する事はできません。

第10条 販売促進資料の送付

会員は、会員特典提供会社各社から特典のご案内としてのカタログ、パンフレット、その他宣伝用資料が送られる事を承認するものとします。

第11条 規約・特典の変更

1. 会員特典提供会社各社は、特典の内容、利用の条件、本規約を特典利用者への個別の通知を行うことなく随時変更する事ができるものとし、特典利用者はこれを承諾するものとします。
2. 前項の変更内容については、各行または会員特典提供会社各社指定の方法で通知致します。

第12条 特典の利用期間

1. 特典利用者は、「グランド マイバンク」サービス会員規約に基づく会員資格の有効期間中、特典を利用することができるものとします。
2. 「グランド マイバンク」サービス会員規約に基づく会員資格の有効期間中であっても、退会または会員資格の取り消しがあった場合には、特典を利用できなくなります。

第13条 会員の遵守事項

会員は以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 携帯電話会員証を以下に定める利用者以外の者に利用させないこと。
 - ・特典の利用者の範囲は、会員およびその二親等以内の親族とします。ただし、第5条第2項の会員特典提供会社各社の提携先において特別に定めがあるときは、その定めに従うものとします。
- (2) 第5条第2項の会員特典提供会社各社の提携先に定められた申込み方法、利用料金の支払方法、キャンセル料金等の諸規定、ならびに当該提携先が定めた規定等を遵守すること。
- (3) 特典利用資格を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
- (4) 特典を営業行為等、他の目的に利用しないこと。
- (5) 特典で得たメニューの利用権等を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
- (6) 秩序を乱す行為や他の会員へ迷惑をかける行為を行わないこと。
- (7) 会員特典提供会社各社およびその提携先の名譽を不当に毀損しないこと。

第14条 会員の特典を受ける権利の喪失

会員は、次のいずれかの事由に該当する場合、特典を受ける権利を喪失する。

- (1) 各行と会員特典提供会社間の提携が解消されたとき。
- (2) 「グランド マイバンク」の会員資格を喪失したとき。
- (3) 第13条に定める事項に抵触したとき。

第15条 免責事項

やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因とする特典の提供の遅延や、提供が不能になった場合、それにより生じた損害については、会員特典提供会社各社は責任を負いません。

第16条 準拠法・合意管轄

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。